

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
翌日となる)

## 目 次

◇告 示 農地保有合理化事業規程の承認（農政課）

建築基準法による道路の位置の指定（建築課）

◇公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 告 示

### 鳥取県告示第八十五号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第七条第一項の規定に基づき山東農業協同組合農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成七年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認を受けた者の名称及び所在地

山東農業協同組合

気高郡気高町大字勝見六一九

二 承認年月日

平成七年一月二十五日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

四 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

気高町及び鹿野町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

### 鳥取県告示第八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成七年一月二十四日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成七年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡北条町江北四二三 オグラ建設株式会社 代表取締役 小椋 卓士夫	東伯郡羽合町大字長瀬字 四ノ千石二〇〇六一	幅員六・〇〇メートル 延長三四・〇〇メートル

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年一月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	CR撃墜王	株式会社ソノア
〃	撃墜HSV	〃
〃	フューゲームP-3	〃
〃	CRチキチキドリームR	〃
〃	ソノソノラリーGT	〃
〃	タコラーズSP	〃
〃	ハニーフラッシュ3	〃
〃	CRスカイボンバー	〃

〃	出世街道	株式会社三星
〃	出世街道II	〃
〃	トリプルクイン	〃
〃	バーストソナー715	奥村遊機株式会社
〃	ハイパーボールEX	〃
〃	カーカスカーカス3	〃
〃	フューバーテキサスD	株式会社大同
〃	CRF・ネプチューンA	株式会社三共
〃	フューバー億万長者SP	〃
〃	ビーチガール	株式会社オリンピック
〃	マスタダックII	株式会社タイヨー
〃	オールボンバー	日本回胴式遊技機工業株式会社

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】